

令和3年度

危機管理マニュアル



佐世保市立江上小学校

令和3年度 危機管理マニュアル

佐世保市立江上小学校
健康・安全部

I 危機管理の考え方

ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指しており、「発生を未然に防ぐための事前の危機管理」「発生時に被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理」「危機が一旦収まった後の生活の再開や危険・危機の再発の防止を図る事後の危機管理」の三つの場面の危機管理である。

この危機管理に迅速・的確に取り組むことにより、江上小学校の児童や教職員の命や心身を守り、教育活動を維持するとともに、保護者や地域等からの信頼を保つことを目的とする。

II 対象とする危機

- 1 学校生活及び登下校で発生する重大事故
 - ① 校内での負傷・体調不良等
 - ② 登下校時や校外学習等校外での事故等
 - ③ 食中毒・新型コロナウイルス感染症等
 - ④ アレルギーによるアナフェラキシーショック等
- 2 学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害
- 3 地震、津波、暴風、豪雨などの異常な自然現象
- 4 校舎、近隣の建物等で発生した火災
- 6 いじめ等、問題行動発生時の対応
- 7 非常事態発生時の対応
 - ①原子力災害
 - ②弾道ミサイル発射
- 8 死亡事故発生時の対応

III 対応に当たっての基本的な考え方

- 1 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐいとまのない場合は、このマニュアルに基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長に報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的対応を行う。
- 2 校長が不在の場合は、教頭が状況を把握し、教頭の判断・指示の下に動くこととする。
なお、適宜校長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。また、校長・教頭が不在の場合は、教務主任が代理する。

- 3 報道機関等への対応は校長（教頭）とする。
- 4 緊急事態が発生した場合は、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、児童だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
- 5 次のような事件・事故等が発生した場合は、緊急対応組織を発動する。
 - (1) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、次のような重大な事故にあった。
 - ・死亡事故が発生した。
 - ・校舎上階などから転落し重体になった。
 - ・同時に多くの児童が事故に遭い負傷した等
 - (2) 不審者が学校に侵入した。また、児童が通学路で危害を加えられた。
 - (3) 児童に被害が予想される大きな自然災害が発生した。
 - (4) 校舎・近隣の建物等で、火災が発生した。
 - (5) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、交通事故に遭い重体になった。
- 6 次のような場合は、対策本部を発動する。
 - (1) 緊急対応組織を発動した事件・事故等で、児童が重体または死亡した。また、多くの児童が負傷した。
 - (2) 不審者が学校等に侵入し、児童や教職員が死傷した。
 - (3) 自然災害が発生し、児童・教職員・建物等に大きな被害が出た。
 - (4) 校舎で、火災が発生し、大きな被害が出た。
- 7 緊急対応組織を発動する事件・事故等が発生した場合は、育友会会長と密接な連携を図った対応を行う。
- 8 佐世保市教育委員会と密接に連絡を取り、教育委員会の指導・助言を得ながら対応する。
- 9 緊急事態が発生し、児童が大きな被害にあった場合は、緊急対応が一段落した段階で、校長・担任等は、速やかに被害児童を見舞い、誠意をもって対応する。

IV 危機への対応

危機管理に当たっては、各担当者が、次の点について迅速・的確に取り組む。

事前の危機管理	発生時の危機管理	事後の危機管理
①施設・設備の整備等 ②児童の行動管理等 ③発生源などへの対応 ④計画的な安全教育 ⑤組織の整備・機能化等 ⑥校外学習時等の安全確保 ⑦登下校時の安全確保	①全体指揮 （状況の把握→指示） ②発生源等への対応 ③避難誘導（安全確保） ④負傷者の救護 ⑤渉外等（通報、救急隊員等の案内、記録等）	①全体指揮（対応指示） ②渉外等 （報告、保護者会・記者発表等の企画・運営） ③教育活動の再開準備 ④安全対策の強化 ④ 心のケア

V 事前の危機管理（未然防止等）

1 施設・設備の整備等

「安全点検実施計画」等を作成する。それに基づき、定期的に現状をチェックし、必要に応じて速やかに改善を図り、安全な環境・危機に対応できる環境となるように整備・充実を図る。

2 児童の行動管理等

- (1) 健康診断、家庭調査票などにより、安全確保に関して配慮を要する児童を把握し、状況に応じた対策を立て、全教職員が安全対策を共通理解して安全確保に当たる。
- (2) 定期的に、児童の危険な行為などが見られないかどうかチェックし、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。
- (3) 各学期に事故の発生状況から主な原因などを探り、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

3 発生源などへの対応

- (1) 不審者の早期発見と校地内・校舎内への侵入阻止を図る。
 - ①来校者への声かけ
本校指定の名札をしていない来校者を見かけた場合は、用件・受付の有無等について確認するとともに、所持品や言動等から不審者かどうか判断する。名札をしている来校者についても積極的に挨拶し、不審な点がないかどうか注意する。
 - ②受付の設置
校地・校舎内で見学や作業等を行う来校者には、受付で受付名簿に必要事項を記入していただく。
 - ③監視カメラ
監視カメラの画像は、校長が定期的にチェックし、不審者の早期発見に努める。
 - ④校内巡視
定期的に校地・校舎内を巡回し、不審者の早期発見に努める。
 - ⑤不審者情報配信システムにより、地域の不審者情報を得る。
- (2) 天気予報により、台風の進路や豪雨・落雷の発生を予想し、危険の有無を判断する。また、雨が強く降っている場合には、通学路の浸水状況を把握するとともに、浸水の可能性を予想する。
- (3) 火気の取り扱いには注意し、火気による火災発生を未然に防ぐ。また、児童が火遊びをしないように十分に指導する。

4 計画的な安全教育による安全能力の育成

- (1) 「学校安全全体計画」「学校安全計画」を作成し、それに基づき計画的に教育活動を実施し、児童

の安全能力を高める。

- (2) インターネットを介した犯罪被害の未然防止・問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の情報を把握し、情報モラル教育の充実を図る。

5 組織の整備・機能化等

- (1) 緊急事態発生時の「緊急対応組織」を編成するとともに、シュミレーション訓練や実践的な避難訓練を行い、緊急事態発生時に機能するようにしておく。また、これらの訓練の反省を行い、より機能する「緊急対応組織」となるようにする。
- (2) 重大な事件・事故が発生した場合の事後対応に当たる「対策本部」を編成し、機能するようにしておく。なお、教育委員会との連携については、予め確認しておく。
- (3) 年度初めには、危機管理マニュアルの内容及びアレルギー対応の児童の状況等具体的事項について、全教職員が共通理解する。

6 校外学習時等の安全確保

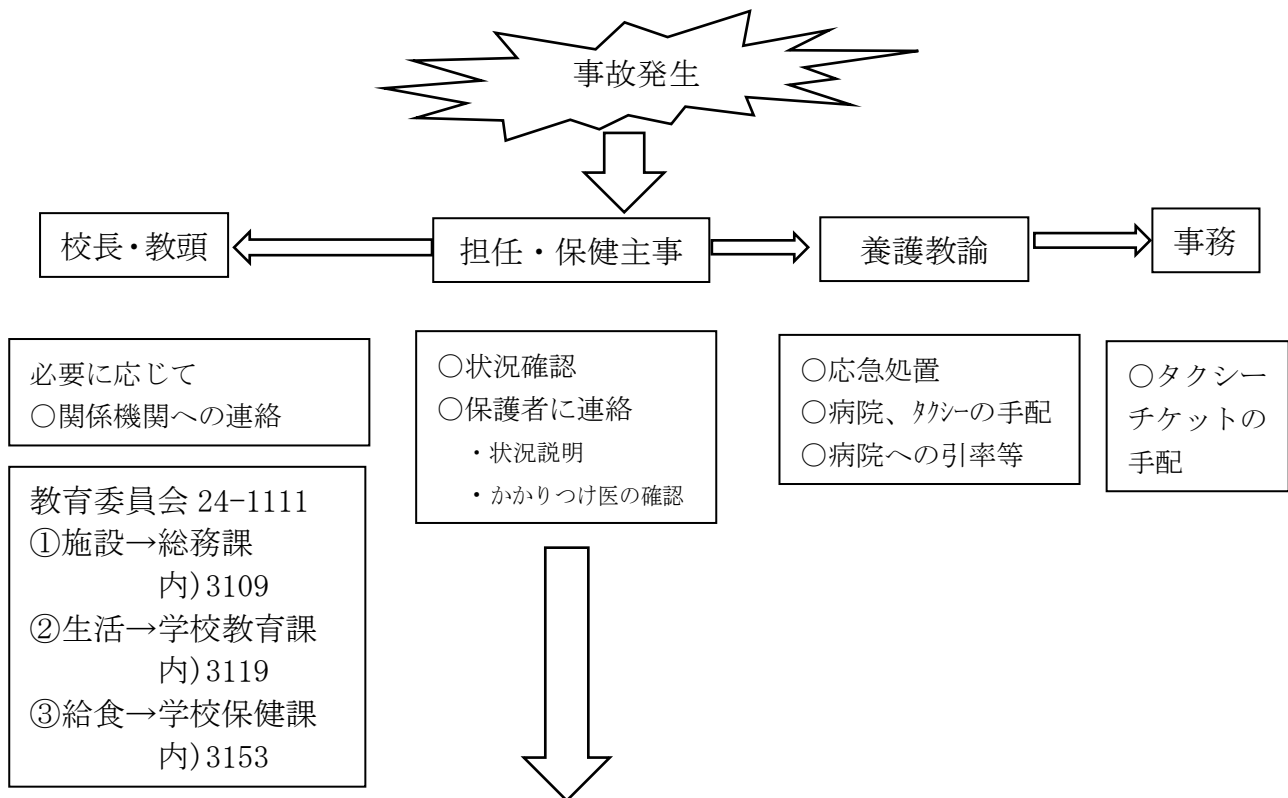
- (1) 事前に下見をし、「学習活動を行う場所」や「その場所に行くための移動中」の安全チェックを行い、必要に応じた安全対策を立て、校外指導簿などに明記する。なお、事前に安全確保について、十分に指導しておく。
- (2) 宿泊を伴う場合は、児童に、避難経路・避難後の集合場所等について指導する。
- (3) 学習開始時に、緊急時の連絡先や集合場所等を確認する。
- (4) 引率教員は、携帯電話を保持し、情報が共有できるようにする。
- (5) 引率教員は、児童が負傷した場合に、速やかに応急手当が出来るように救急箱を保持する。
- (6) 引率教員は、定期的に学校に電話し、状況を報告する。

7 登下校時の安全確保の方法

- (1) 定期的に学校・育友会・地域等が連携を図った通学路の安全点検を行い、必要に応じて通学路の変更や外灯の設置を働きかける。
- (2) 育友会や地域のあいさつボランティアや子ども見守り隊との関係を深め、通学時の交通安全指導や安全パトロールが効果的に行われるように支援する。
- (3) 保護者へのメール配信システム（学校安心安全メール）を活用し、危機の未然防止や危機発生時の支援が効果的に得られるようにする。
- (4) 下校時に大雨や不審者情報が入った場合など、児童の下校の安全が心配される場合は、状況に応じた集団下校とし、教職員が引率する。場合によっては、学校に児童を留めおき、保護者の迎えを停止する等の措置を取る。

VI 危機発生時の危機管理

1 緊急連絡体制（事故発生時）について



◆病院に着いたら◆

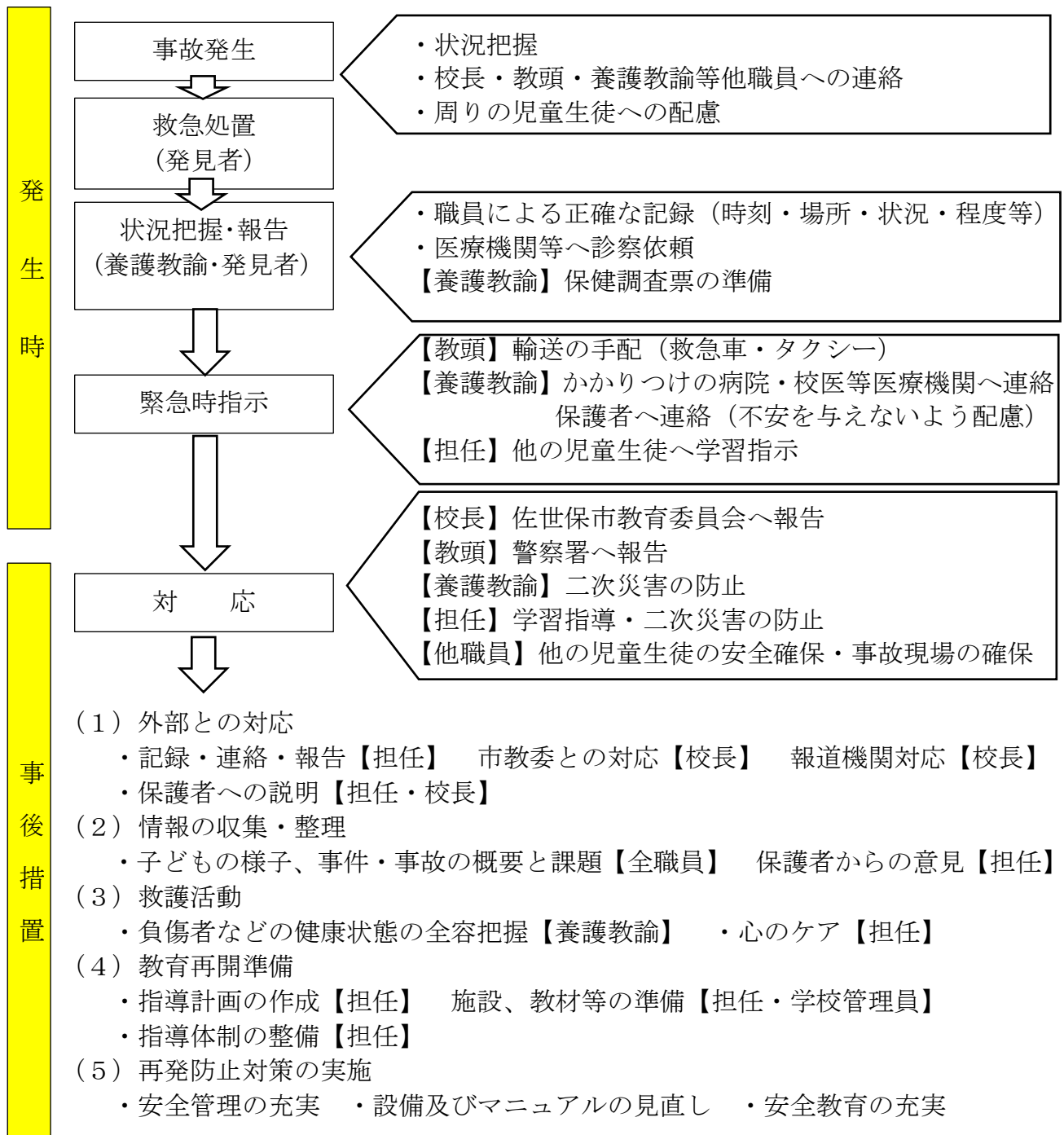
- ・ 保険証や治療費について、後ほど保護者がみえることを告げる。
- ・ 保護者に詳しい状況を説明する。
- ・ 治療が済むまで(または保護者に引き継ぐまで)付き添う。

2 事故発生時の措置

- (1) 適切な応急処置，救急体制で対応する。
- (2) 容態，処置の時間的経過の記録および事実の確認を行う。
※ 特に，頭部・腹部・眼部・歯の打撲は要注意である。
保護者への連絡や経過観察が大切である。
- (3) 保護者へ連絡をする。
※ 保護者に対して「落ち着いて，正確に，要領よく」報告する。
特に相手のいるけがについては，慎重に対応する。
- (4) 医療機関について，保護者の意向を聞く。
- (5) 速やかに日本スポーツ振興センター(災害給付制度)の手続きを行う。

2 個別の危機管理について

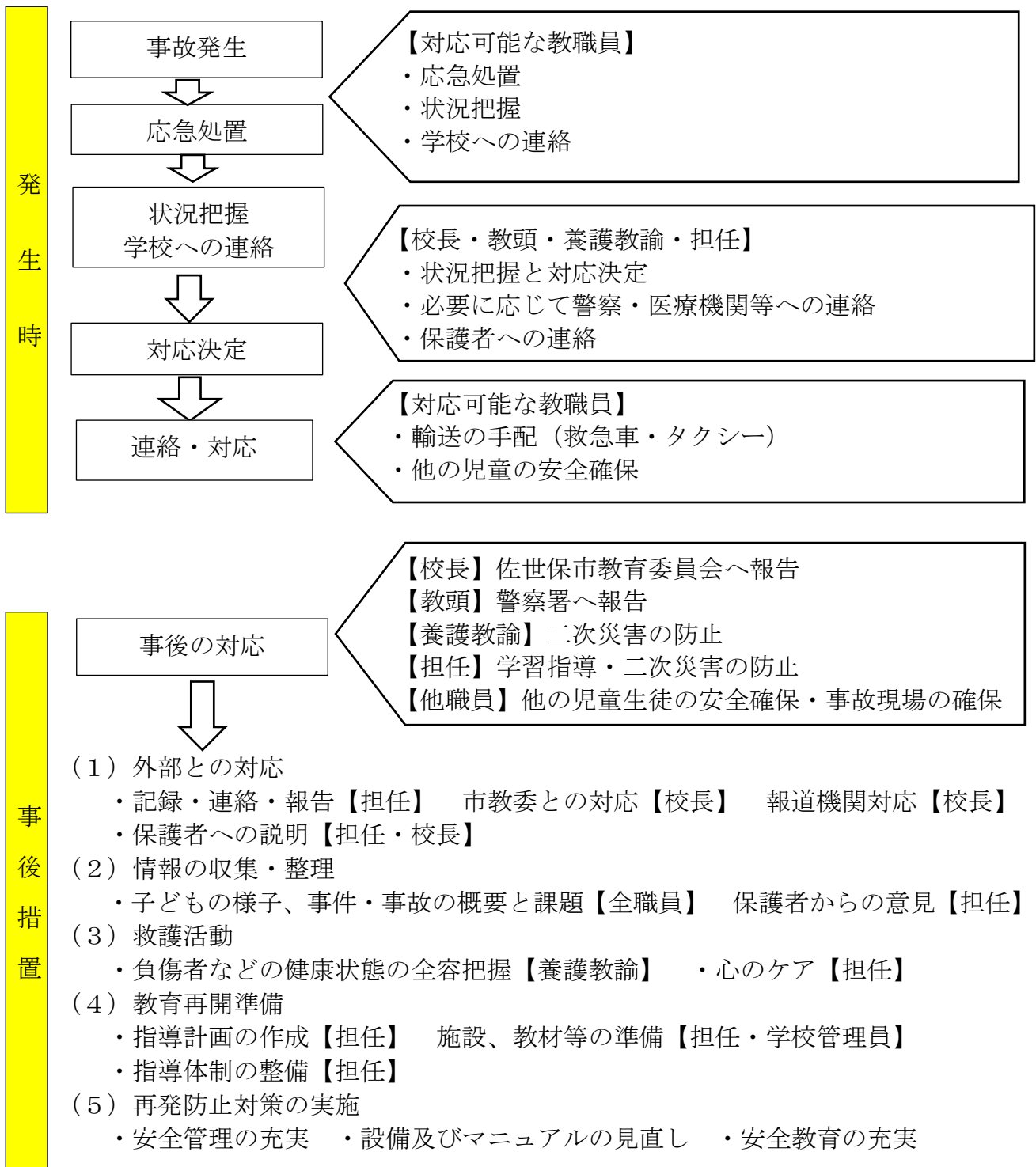
2-(1)-①校内での事故（負傷・体調不良）等の発生時の対応



<留意事項>

- ・発見者は負傷者・病人の症状が軽ければ保健室へ運ぶ。重症と思われるときは、その場において養護教諭への連絡手段を講じて連絡する。
- ・担任は、保護者へ事故発生状況と搬送先の病院名を知らせ、他の児童生徒が動揺しないように対応に当たる。
- ・養護教諭は、保健調査票を携帯して児童を病院に搬送し、学校への連絡を密に取る。
- ・担任は、後日事故報告書を作成し、教頭に提出する。

2-(1)-②登下校・校外学習等における事故等発生時の対応



<留意事項>

- ・ 発見者は負傷者・病人の症状が軽ければ応急処置をした上で学校へ運ぶ。重症と思われるときは、その場においては、学校へ連絡し指示に従う。
- ・ 担任は、保護者へ事故発生状況と搬送先の病院名を知らせ、他の児童生徒が動揺しないように対応に当たる。
- ・ 養護教諭は、保健調査票を携帯して児童を病院に搬送し、学校への連絡を密に取る。
- ・ 担任は、後日事故報告書を作成し、教頭に提出する。

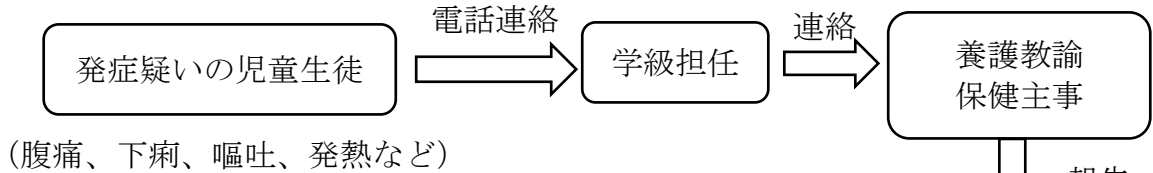
2-(1)-③ 食中毒・感染症発生時の対応

平常時

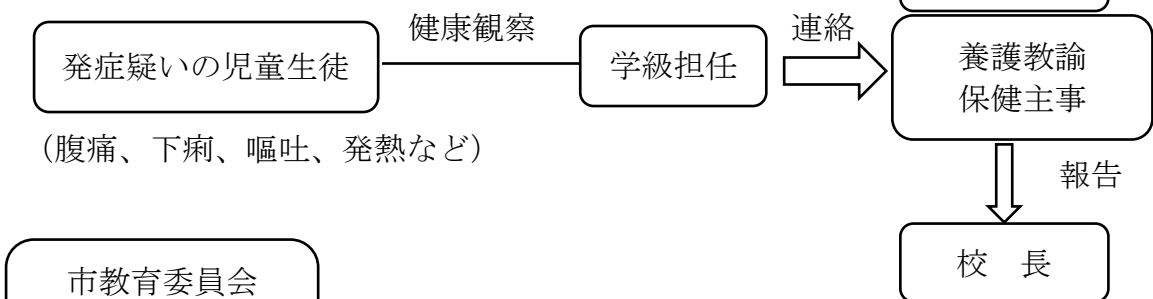
平常時

- 食中毒→手洗いの徹底、給食の運搬、配膳など、衛生に気をつける
- 新型コロナ感染症等→手洗い・うがいの徹底、換気、ドアノブ等の消毒

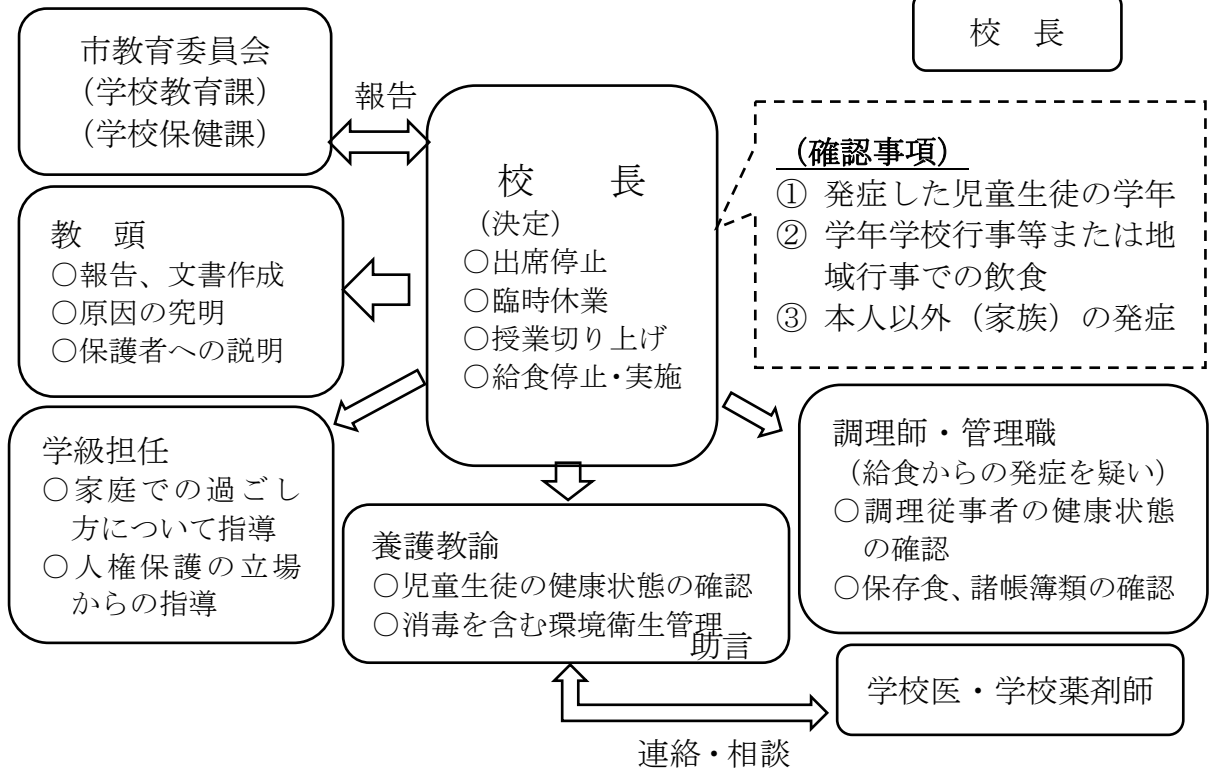
【登校前の電話連絡】



【学校での発症】



発生時



事後措置

- 食中毒、感染症にあった児童への対応
- 食中毒の場合は、全校児童および全職員の臨時健康診断
- 保護者への説明を行い、十分な理解につとめる

2-(1)-④ 食物アレルギー・アナフィラキシー等の対応

平
常
時

- 食物アレルギー対応委員会で、食物アレルギーをもつ児童の把握と対応を確認しておく。
- 給食事故を未然に防止するため、献立表の配付とチェックを毎日行う。

[発見者] = 観察(症状・状態)

- ・児童生徒の異変に気づく
- ・児童生徒から離れず観察・助けを呼ぶ
- ・緊急性の判断と指示(管理職が到着するまでのリーダー代行となる)
- ・エピペン、内服薬、AEDを持ってくるよう指示する

[近くの教職員]: 職員を集める(放送・インターフォン等)

準備・対応

- ・症状の確認
- ・状態の確認
- ・救急処置
- ・エピペン準備・注射

連絡 ①

- ・管理職へ連絡
- ・保護者へ連絡
- ・救急車の要請

連絡 ②

主治医へ連絡
(指示を受ける)

記録

- ・観察の開始時間
- ・エピペン、内服薬を使用した時間
- ・5分ごとの症状

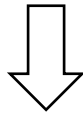
その他

- ・現場生徒の指導・管理
- ・救急車の誘導
- ・介助

発
生
時

◎アレルギー症状がある(食物の関与が疑われる)

- ◎原因食物を食べた(可能性を含む)
- ◎原因物質に触れた(可能性を含む)



緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

- | | | |
|--------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 全身症状 | <input type="checkbox"/> ぐったり | <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす |
| | <input type="checkbox"/> 意識もうろう | <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい |
| | <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い | |
| 呼吸器の症状 | <input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる | <input type="checkbox"/> 声がかすれる |
| | <input type="checkbox"/> 犬がほえるような咳 | <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み |
| | <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 | |
| 消化器の症状 | <input type="checkbox"/> 我慢できない腹痛 | <input type="checkbox"/> 繰り返し嘔吐し続ける |

管理職

市教委
TEL:24-1111
(内線
3153)

学校医 厨先生
くりや内科
TEL:58-7888

これらの症状が一つでもあれば

- 救急車を要請(119番通報)
- ただちにエピペンを使用
- 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う→AEDの使用
- その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない!
- その場で救急隊を待つ

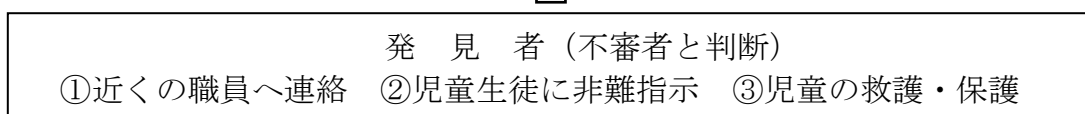
事後措置

※保護者連絡先、主治医の連絡先は、職員室中央の机の横に記載。

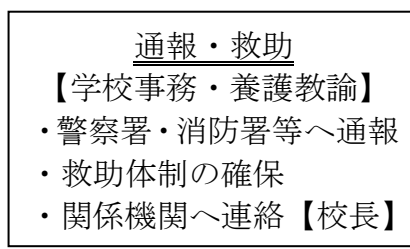
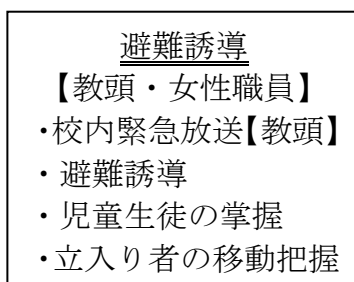
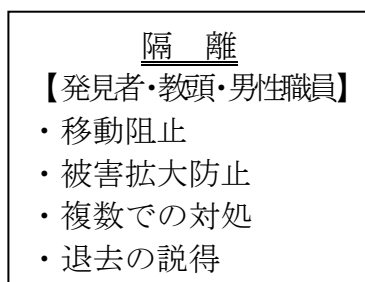
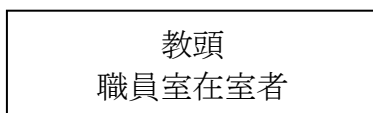
2-(2) 不審者進入時の対応

平常時

- ・校内外の定期的なパトロール（授業視察）
- ・あいさつや声かけ



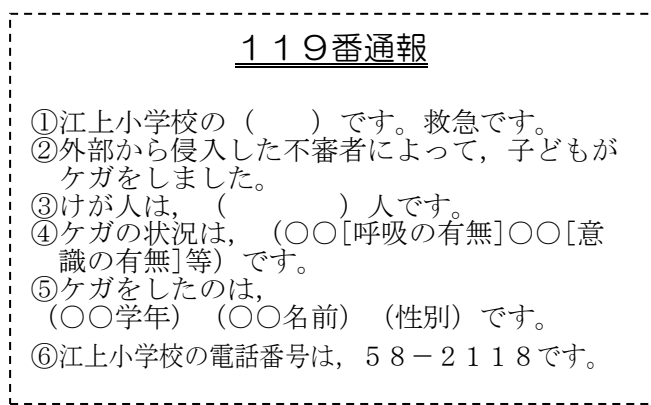
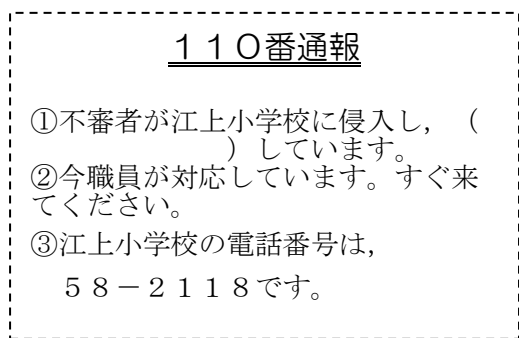
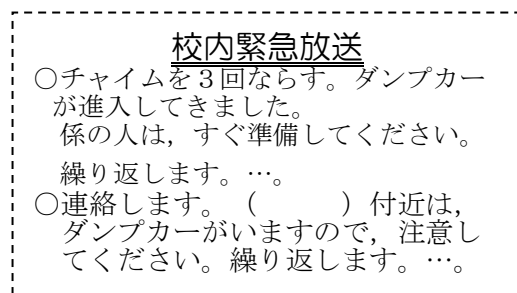
※非常ベル・笛・防犯ブザー等の利用



発生時

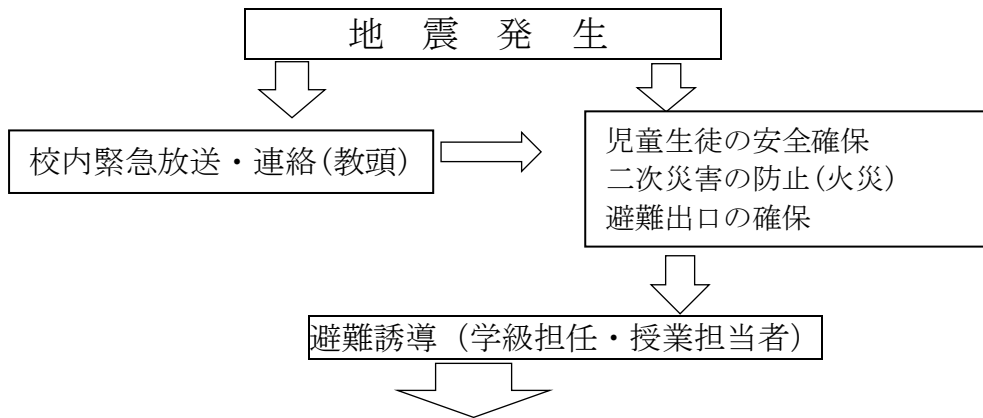
事後措置

- 児童生徒の安否確認
- 情報の整理と提供（時系列で克明な記録）
- 保護者への説明
- 教育再開準備
- 再発防止対策検討
- 教育委員会報告【校長】
- マスコミ対応【校長・教頭】



2-(3) 地震・津波発生時の対応

授業時(活動中)に発生した場合



発
生
時

- ・校内防災組織に準ずる
- ・第1次避難(揺れへの対応) → 倒れない・落ちてこない・動いてこない場所への移動
- ・児童生徒の安全確認
- ・第2次避難 → 土砂崩れ等への対応 → 運動場への避難
- ・第3次避難 → 高台等、学校が指定するより安全な避難場所への移動
- ・保護者への連絡・引き渡し
- ・学校施設の被害・安全の確認
- ・情報収集 → 地域の被害・安全の確認、気象庁等の予報・警報の確認
- ・市教育委員会や関係機関との連絡・連携

登下校時に発生した場合

- ・児童生徒の安全確認及び家庭への連絡
- ・市教育委員会や関係機関との連絡・連携

休業日に発生した場合

- ・対策本部設置 → 校長・教頭・教務主任
- ・児童生徒の安全確認と被害状況の確認
- ・学校施設の被害・安全の確認
- ・情報収集 → 地域の被害・安全の確認、気象庁等の予報・警報の確認
- ・市教育委員会や関係機関との連絡・連携
- ・育友会との連携
- ・避難所への支援

事後措置

- ・学校敷地内とその周辺・通学路の安全確認
- ・授業再開の準備

※引き渡しと待機について

(1) 引き渡しの判断（地震発生）

- 震度5弱 以上 …
 - 保護者が引き取りに来るまで学校待機。
 - 時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは学校で保護する。
- 震度4 以下 …
 - 原則、通常下校。（場合によっては集団下校）
 - ただし、交通機関等に混乱が生じたり、保護者からの連絡があったりした場合は、学校待機。

(2) 学校に待機させる場合の留意点

- 心身の不安を訴える児童のためのケア。学校医やスクールカウンセラーなどとの連携。
- 二次災害への対策が十分とれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定した、食料の確保や宿泊の対応。

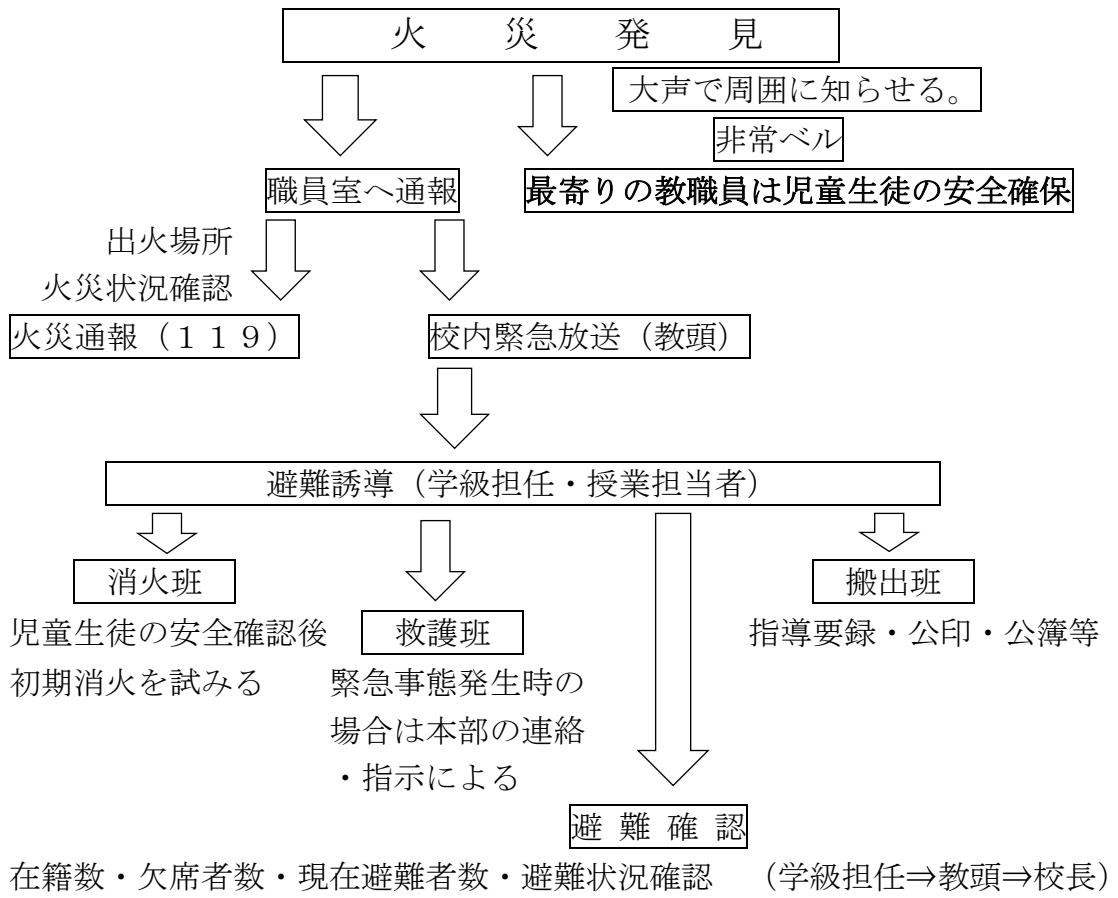
(3) 引き渡しの方法

- 引き渡し場所の決定
- 保護者または代理人を確認して引き渡し
- 名簿等へのチェック（連絡先の確認）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	防災気象情報	各警戒レベル毎の学校の対応		
				登校前	授業中	下校時
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 黒	自宅待機。	学校待機 下校について保護者への情報提供を行う。	児童は学校で待機させ、個別に保護者へ引き渡す。
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	・土砂災害警戒情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・氾濫危険情報 ・危険度分布 (非常に危険、うす紫)	午前6時45分時点で避難勧告又は避難指示が発令されている場合は、自宅待機。 ↓ 登校について午前7時までに保護者へ情報提供	下校について12時30分までに保護者への情報提供を行う。 その後、随時下校の対応について保護者へ連絡する。	状況により児童は学校で待機させ、個別に保護者へ引き渡す。
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) ・氾濫警戒情報 ・危険度分布(警戒、赤)	周囲の状況に応じて安全に登校できるよう保護者へ依頼する。 ↓ 登校変更がある場合午前7時までに保護者へ情報提供	下校変更がある場合は12時30分までに保護者への情報提供を行う。	状況により 集団下校等 下校時の巡回 引き渡し児童は学校で待機させ、個別に保護者へ引き渡す。
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	・氾濫注意情報 ・危険度分布(注意、黄) ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの、黄色)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保護者への連絡・依頼・情報提供は安心安全メールで行う </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 引き渡しを希望する保護者は、14時30分までに学校へ連絡ください。 </div>		
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性	・早期注意情報(警報級の可能性) 白			

2-(4) 火災発生時の対応

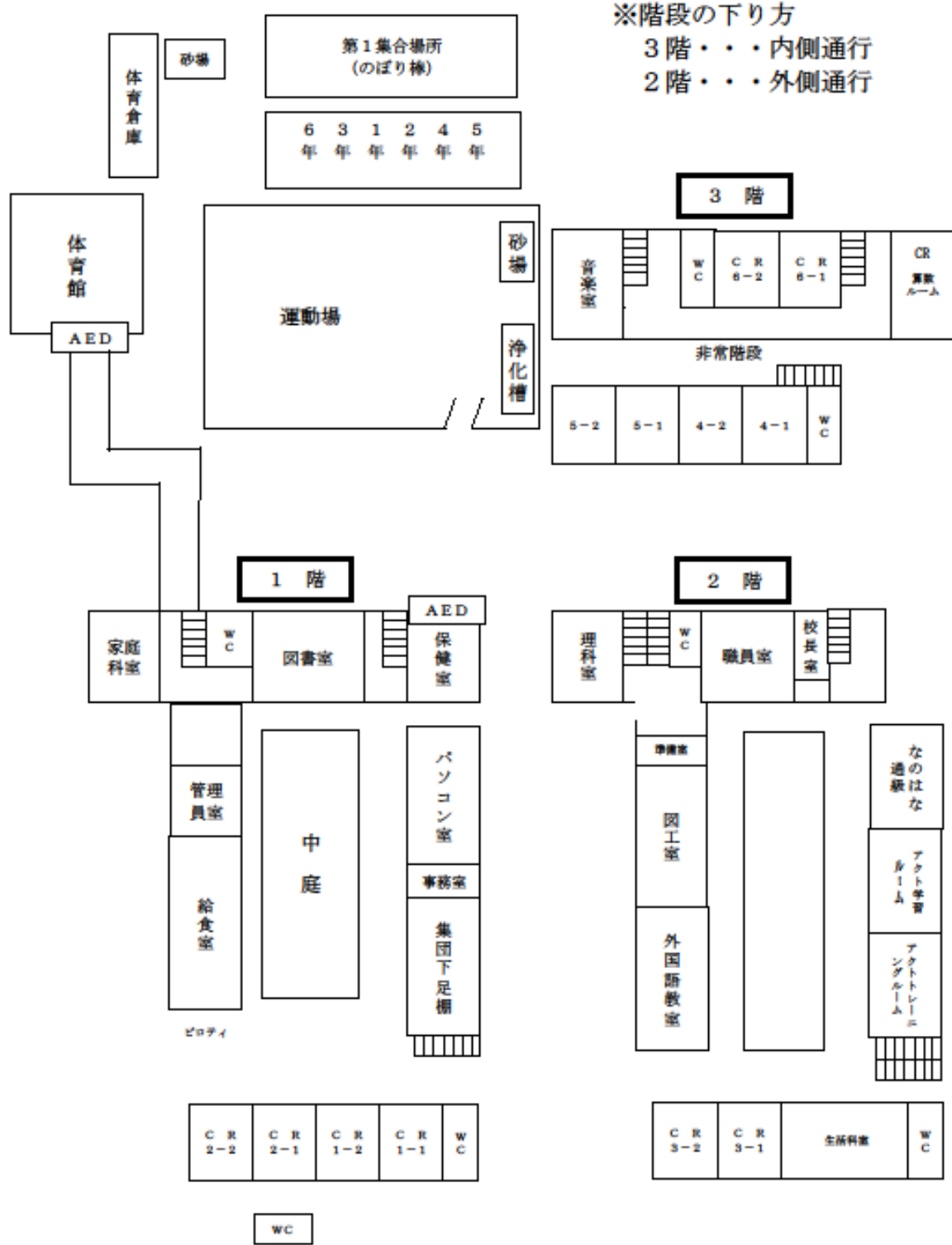
発生時



事後措置

- ・ 児童生徒の安否確認
- ・ 施設の安全確認
- ・ 保護者への説明
- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 報告書作成

校地・校舎・教室配置及び避難経路

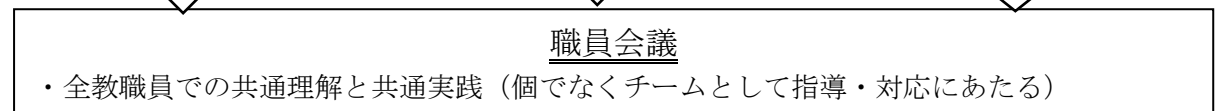
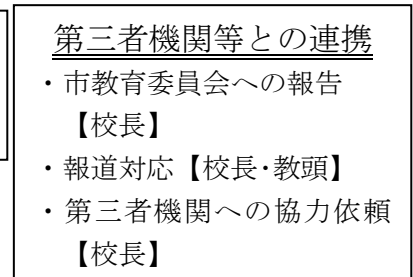
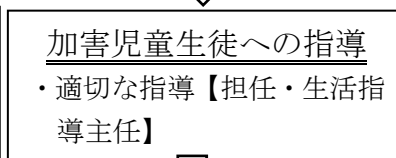
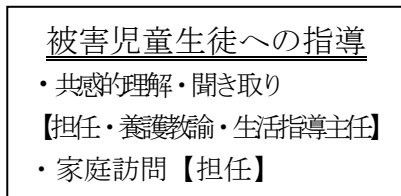
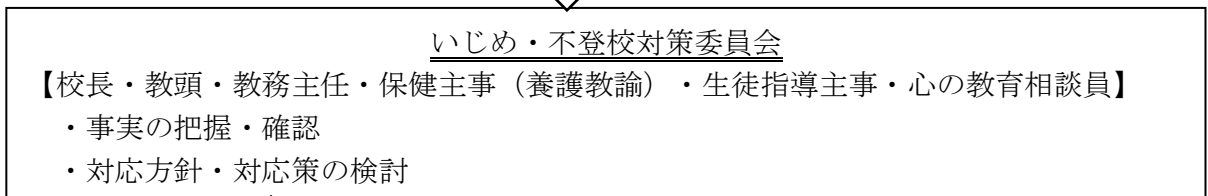
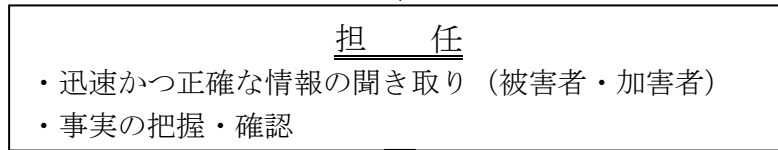
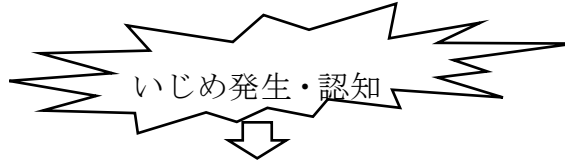


2-(6) いじめ等、問題行動発生時の対応

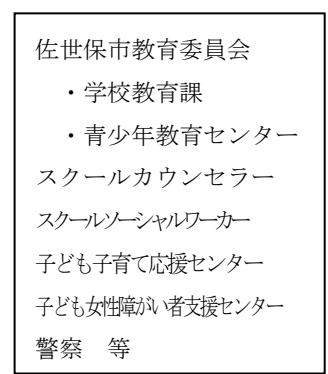
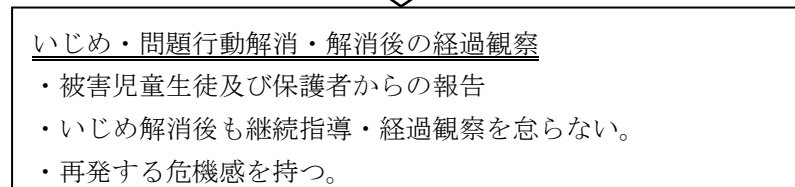
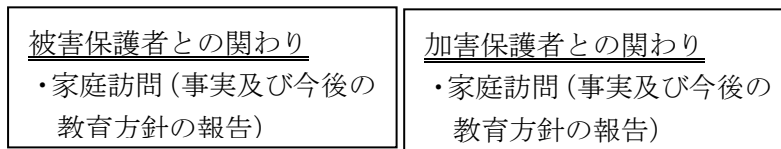
※いじめはどの学校にも、どの学年にも、どの学級にも起こりうるという認識を持つ。

- 平常時**
- 未然防止に努める。
 - 早期発見に努める。
 - 良好な人間関係作りのため、学級経営の充実を図る。
 - 情報交換会で、職員間で共通理解を図る。
 - 児童生徒理解支援システムを有効に活用し、児童生徒のよさを全職員で共有する。
 - 定期的に生活アンケートを実施する。

発生時



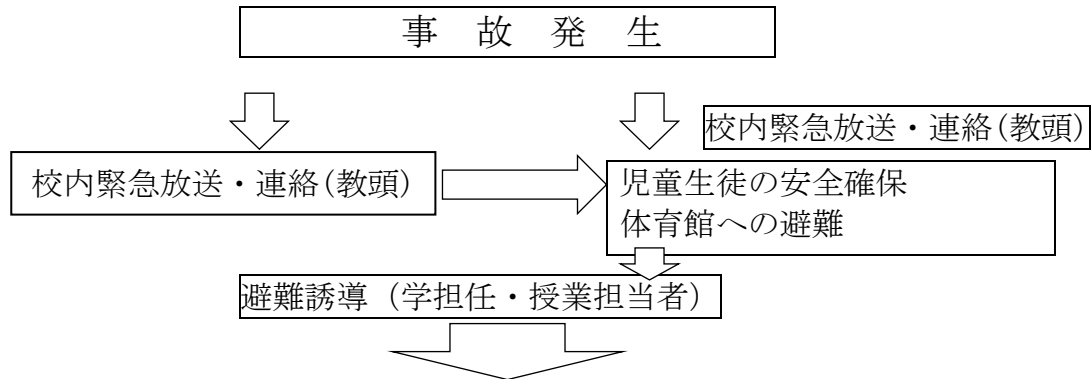
対応については、危機意識を持ち、早期対応・適宜報告を原則とする。



事後措置

2-(7)-①原子力災害発生時の対応

授業時(活動中)に発生した場合



- ・校内防災組織に準ずる
- ・1次対応－密閉空間の場所への移動(体育館)
- ・児童生徒の安全確認(屋外活動の児童生徒については、手洗い・うがい・シャワー)
- ・安全確認後の保護者への連絡・引き渡し
- ・学校施設の被害・安全の確認
- ・情報収集－地域の被害・安全の確認、事故現場からの距離確認(30km)
気象庁等の予報・警報の確認(風向き)
- ・市教育委員会や関係機関との連絡・連携

登下校時に発生した場合

- ・児童生徒の安全確認及び家庭への連絡
- ・市教育委員会や関係機関との連絡・連携

休業日に発生した場合

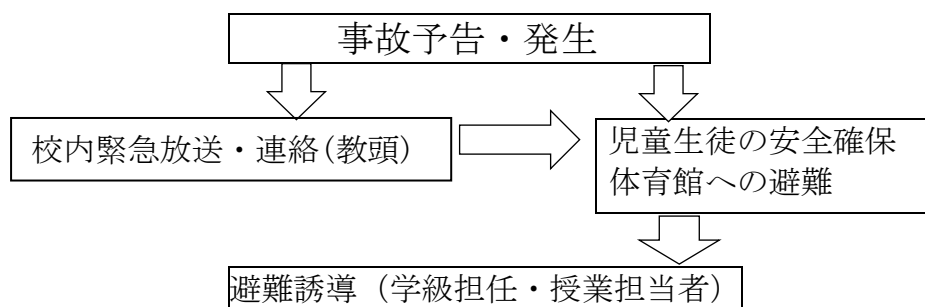
- ・対策本部設置－校長・教頭・教務主任
- ・児童生徒の安全確認と被害状況の確認
- ・学校施設の被害・安全の確認
- ・情報収集－地域の被害・安全の確認、事故現場からの距離確認(30km)
気象庁等の予報・警報の確認(風向き)
- ・市教育委員会や関係機関との連絡・連携
- ・育友会との連携
- ・避難所への支援

事後措置

- ・学校敷地内とその周辺・通学路の安全確認
- ・授業再開の準備

2-(7)-②弾道ミサイル発射時の対応

授業時(活動中)に予告・発生した場合



- ・ 校内防災組織に準ずる
- ・ 1次対応－密閉空間の場所への移動 (体育館)
- ・ 児童生徒の安全確認
- ・ 安全確認後の保護者への連絡・引き渡し
- ・ 学校施設の被害・安全の確認
- ・ 情報収集－地域の被害・安全の確認、今後の安全確認
- ・ 市教育委員会や関係機関との連絡・連携

登下校時に発生した場合

- ・ 児童生徒の安全確認及び家庭への連絡
- ・ 市教育委員会や関係機関との連絡・連携

休業日に発生した場合

- ・ 対策本部設置－校長・教頭・教務主任
- ・ 児童生徒の安全確認と被害状況の確認
- ・ 学校施設の被害・安全の確認
- ・ 情報収集－地域の被害・安全の確認、今後の安全確認
- ・ 市教育委員会や関係機関との連絡・連携
- ・ 育友会との連携
- ・ 避難所への支援

発
生
時

事
後
措
置

- ・ 学校敷地内とその周辺・通学路の安全確認
- ・ 授業再開の準備

2-(8) 死亡事案発生時おける対応

児童生徒が死亡した場合

- 1 事故や災害による死亡の場合は、市教育委員会へ連絡を入れる。
- 2 葬儀参列に関する児童生徒・職員は、随時検討・決定する。
- 3 育友会参列は、育友会の規定による。
- 4 様式にて市教育委員会に報告する。

保護者が死亡した場合

- 1 葬儀には、校長が参列する。
- 2 育友会参列は、育友会の規定による。

教職員が死亡した場合

- 1 事故や災害による死亡の場合は、市教育委員会へ連絡を入れる。
- 2 葬儀の日時が確定したら、様式にて市教育委員会、訃報にて各学校へ連絡する。
- 3 葬儀・通夜には、できるだけ教職員は協力し、参列する。
- 4 育友会の参列は育友会規定による。